

* 介護保険サービスの利用料金 別表1 ★30年4月改正

ア【利用料－基本料金・昼間】（ ）内がお客様の1割負担の場合。

(1回につきの料金)

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護職員(准看護師を除く)が行う訪問看護	3,110円 (311円)	4,670円 (467円)	8,160円 (816円)	11,180円 (1,118円)
准看護師が行う訪問看護	上記の料金のそれぞれ90/100の料金になります			
理学療法士等による訪問看護	1回あたり20分以上 2,960円(296円)			

※1 基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※3 同一建物の利用者20人以上の場合、上記基本料金の90/100の料金になります。

イ【各種加算】該当する場合に算定 ()内がお客様の1割負担額

看護体制強化加算	1月につき I 6,000円(600円)または II 3,000円(300円)
緊急時訪問看護加算	1月につき 5,740円 (574円)
特別管理加算	1月につき I 5,000円(500円)または II 2,500円(250円)
ターミナルケア加算	死亡月 20,000円 (2,000円)
サービス提供体制強化加算	1回につき 60円(6円)
退院時共同指導加算	1回に限り 6,000円(600円) 特別管理加算を要する者に限り2回まで
初回加算	1月につき 3,000円(300円)
複数名訪問加算	I 30分未満 2540円(254円) 30分以上 4020円(402円) II 30分未満 2010円(201円) 30分以上 3170円(317円) 看護補助者との同時訪問
長時間訪問看護加算	1回につき 3,000円(300円)

ウ【介護保険給付対象外サービス】 自費サービス

死後の処置料	10,000円
日常生活上必要な物品	実費